

**山形市の建築物における
木材の利用促進に関する基本方針**

**山 形 市
令和5年2月**

目次

第1 趣旨	1
第2 建築物における木材利用促進の意義と基本的方向	1
1 建築物における木材利用促進の意義	1
2 建築物における木材利用促進の基本的方向	2
(1) 市の取組	2
(2) 関係機関の取組	2
(3) 市産材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立	2
第3 建築物における木材利用促進のための施策に関する基本的事項	2
1 建築物木材利用促進協定制度の活用	2
(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知	2
(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準	2
(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進	2
2 公共建築物における木材利用の促進	3
(1) 木材利用を促進すべき公共建築物	3
①市が整備する公共の用又は公用に供する建築物	3
②市以外の者が整備する①に準ずる建築物	3
(2) 公共建築物における市産材利用の促進のための施策の具体的方向	3
3 建築物以外の木材の利用の促進	4
4 木材利用促進のための普及啓発等	4
(1) 普及啓発	4
(2) 表彰状の贈呈	4
(3) 必要な支援策の検討等	4
第4 市が整備する公共建築物における木材の利用目標	4
第5 建築物における市産材の適切な供給の確保に関する基本的事項	4
第6 その他建築物における木材利用の促進に関し必要な事項	5
1 公共建築物の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項	5
2 公共建築物の整備においてコスト面で考慮すべき事項	5
3 建築物における木材利用の推進体制	5

山形市の建築物における木材利用の促進に関する基本方針

第1 趣旨

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和3年法律第77号）」（以下「法」という。）に改正され、建築物における木材利用の方針が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大され、令和3年10月1日に施行された。

この改正された法第12条第1項の規定に基づき、県が策定した「やまがたの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和4年3月24日）に即して策定するものであり、市や市以外の者が整備する市民生活に深く関わりのある建築物の木造化（注1）・内装等の木質化（注2）に対し建築物の整備の用に供する市産材の適切な供給の確保等を促進することで、市産材（注3）を含む木材利用を促進し、木材利用拡大を図るために必要な基本的事項等を定めるものである。

また、山形市では、持続可能な開発目標（SDGs：エスディージェーズ（注4））達成に向けて、森林の持続可能な経営に取り組んでいく。

（注1）木造化とは、建物の新築、増築又は改築にあたり、構造上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

（注2）内装等の木質化とは、建物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分等に木材を利用すること。

（注3）市産材とは、市内の森林及び市有林から生産された木材のこと。

（注4）Sustainable Development Goal

第2 建築物における木材利用促進の意義と基本的方向

1 建築物における木材利用促進の意義

木材利用を促進し、木材利用を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮による「安全・安心な暮らし」、「地域経済の活性化と雇用の創出」、「地球温暖化防止と循環型社会の形成」に貢献することになる。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたり炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献することになる。

木造建築物において木造化や内装等の木質化が進められており、近年はCLT（注5）や木質耐火部材等の技術革新がされており、活用について検討するものとする。

（注5）CLTとは、Cross Laminated Timberの略で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料のことをいう。

2 建築物における木材利用促進の基本的方向

(1) 市の取組

市は、自ら率先して公共建築物における市産材の利用に取り組むほか、建築主となる事業者等に対し、情報の提供等により市産材の利用を促進するとともに、民間建築物における木材利用が促進されるよう、木造建築物の普及、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成を図るものとする。また、建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材利用の促進に取り組む設計者等(以下「関係機関」という。)に対し、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の周知等を図り、市産材の利用に取り組みやすい体制整備を進めるものとする。

(2) 関係機関の取組

関係機関は、この方針を踏まえ、市が実施する施策に協力して、相互に連携を図りながら建築物における木材利用の促進及び建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

関係機関にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、ニーズに対応した木材供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、市産材の具体的な利用方法の提案に努めるものとする。

(3) 市産材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材利用促進にあたっては、森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保する等、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図るものとする。

第3 建築物における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知

市は、建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があつた場合、この方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度の情報提供を行うものとする。

○建築物木材利用促進協定制度の概要

法改正により、建築物における木材利用を促進するための「建築物木材利用促進協定」制度が創設されました。建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができます。

国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことにより、民間建築物における木材利用の促進が期待できます。

「協定のイメージ」



2 公共建築物における木材利用の促進

(1) 木材利用を促進すべき公共建築物

木材利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物とする。

①市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、病院、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館・公民館等）、文化施設、コミュニティセンター、市営住宅、その他の施設

②市以外の者が整備する①に準ずる建築物

市以外の者が整備する建築物で、広く市民に利用され、市民の文化、福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる、学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院、診療所などの建築物。

(2) 公共建築物における市産材利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材利用の促進にあたっては、建築材料としての市産材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原料及びエネルギー源としての市産材の利用もあわせて促進を図るものとする。さらに、建築物における木材の需要拡大のため、市産材を可能な限り利用するとともに、CLT(直交集成板)や木質耐火部材等の活用を努めるものとする。

3 建築物以外の木材の利用の促進

公共建築物で使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料とした物の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする機器等の導入もあわせて促進するものとする。また、公共工事における資材についても木材利用を促進する。

4 木材利用促進のための普及啓発等

(1) 普及啓発

市は、木材利用促進の意義等について理解を深めるため、木材利用に関する情報の発信や普及啓発に取り組むものとする。

(2) 表彰状の贈呈

市は、市民や事業者等への建築物における木材利用を促進するため、木材利用促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰状の贈呈を行う。

(3) 必要な支援策の検討等

市は、関係機関との意見交換等を通じて、現状や課題の共有を行い、木材利用の促進に向けたニーズを把握したうえで、効果的な制度等について検討するものとする。

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用目標

市が整備する公共建築物は、コストや技術の面で木造化が困難なものを除き、原則として市産材を利用した木造化を図ることを目標とする。

なお、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

また、高層・低層に関わらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、外観上又は機能性の観点から適当と認められる部分について内装等の木質化を図るものとする。

その他、市産材を使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする機器等の導入及び市産木材を原料とした燃料の調達に努める。

第5 建築物における市産材の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物における市産材の適切な供給の確保を図るため、市や関係者（森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による木材生産性の向上に努めるものとする。さらには、ICT(注6)等の活用により森林施業の効率化や省力化を図り、木材生産量の拡大を進めるものとする。また、市産材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、市産材の安定供給体制の整備等に取り組むとともに伐採跡地の再生林を着実に実施するものとする。

また、市はこれら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、必要な施策を講じるものとする。

(注6)ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術

第6 その他建築物における木材利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数について、木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、気象条件等を踏まえた工法や耐久性のある材料の採用などの劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮するものとする。

2 公共建築物の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備においては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コストの低減が図られる場合がある。

このため、公共建築物の整備に当たっては、様々な観点から建設コストを検討するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストの低減なども含めた総合的なコストに考慮し、市産材の利用に努めるものとする。

【資料】コスト比較事例

【建設工事費等の比較事例（木造・鉄骨造・RC造）】

神奈川県で建設された保育園（木造2階建：延床面積692.28㎡、平成28年施工）をモデルとして、同一の建物を鉄骨造、RC造で施工した場合の工事費等を比較。

	構造別		
	木造	鉄骨造	RC造
全体工事費	218,807千円	229,150千円	237,179千円
面積単価	314,667円/㎡	329,542円/㎡	341,233円/㎡
木造を100とした比較	100	105	108
工期	6.5ヶ月	7.5ヶ月	9ヶ月

※電気工事費、機械設備工事費は同等の設備とし同額とする

【解体工事費等の比較事例（木造・鉄骨造・RC造）】

建築モデル：延床644㎡、建築面積322㎡

	構造別		
	木造	鉄骨造	RC造
解体工事費	13,308円/㎡	22,255円/㎡	25,965円/㎡
木造を100とした比較	100	167	195

出典：木材・木造建築の物性的特質（一般社団法人 木を活かす建築推進協議会）

3 建築物における木材利用の推進体制

建築物における木材利用の促進を効果的に図っていくため、行政機関、林業・木材産業等の関係機関が一体となり、木造化・内装等の木質化の推進に必要な情報を共有するほか、具体的な取り組みについては、建築物木材利用促進協定を締結し、協定先を加えた関係機関を構成員とする「市産材利用拡大推進連絡会議」を開催して、木材利用計画と実績を把握し、利用状況の検証を行い、更なる木材利用の促進と連携の強化に努めるものとする。

また、公共建築物(PFI 等を含む)については、企画する段階から木造化・木質化について十分検討を行い、木材利用を積極的に推進するとともに、工事を発注する際は特記仕様書に明示するなど市産材の利用に努めるものとする。

その他、民間施設に市産材の利用が進展するよう、建築士や事業者等に「建築物木材利用促進協定」制度を周知し、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等に対し支援を行うものとする。

附則

この基本方針は、平成23年8月31日より施行する。

「山形市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」は「山形市の建築物等における木材利用の促進に関する基本方針」に名称を変更する。

この基本方針は、令和5年2月20日より施行する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

